

# 告示

## 埼玉県告示第三百一号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十条第一項の規定による処分をしたので、同条第五項の規定により、公告する。

令和三年三月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 処分をした年月日

令和三年三月十七日

二 処分を受けた建築士の氏名、建築士の別及び登録番号

氏名	建築士の別	登録番号
横田地 翔	二級建築士	埼玉県知事登録第三二三八五号
宮坂 友大	二級建築士	埼玉県知事登録第三二一五五号

三 処分の内容

二級建築士の業務停止二月（令和三年五月一日から二月）

四 処分の原因となった事実

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第四十六条第四項の規定に適合しない設計を行った。